

平成二十九年三月三日受領
答弁第八六号

内閣衆質一九三第八六号

平成二十九年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員柿沢未途君提出中央競馬と地方競馬の「三重構造」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柿沢未途君提出中央競馬と地方競馬の「二重構造」に関する質問に対する答弁書

一について

競馬における調教師及び騎手の免許は、競馬の競走の公正を確保するための不適格者の排除を目的としており、競馬の施行と密接な関係を有している。このため、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）の制定に際しては、各競馬主催者が免許を行うものとして、国营競馬の調教師及び騎手の免許にあつては政府が、地方競馬の騎手の免許にあつては都道府県又は都道府県の組合が、それぞれ行うこととされた経緯があると承知している。

二及び三について

御指摘の「待遇や労働条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、調教師及び騎手はそれぞれが個人事業者である一方、「同一労働同一賃金」は、いわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指す考え方であるため、調教師及び騎手の収入に差が生ずることについて、「内閣の重要施策と相反する格差や差別が存在する」との御指摘は当たらない。